

一般社団法人 日本歯科理工学会
歯科材料・器械イノベーション賞授賞内規

(趣旨)

- 第1条 本内規は、本会表彰規程に基づき、革新的な歯科材料や器械の実用化に対する貢献を表彰するために定める。
- 2 本賞は日本歯科理工学会 歯科材料・器械イノベーション賞とする。

(委員会)

- 第2条 常任理事および委員会規程に基づき、歯科材料・器械イノベーション賞選考委員会（以下、「委員会」という）を構成する。
- 2 委員会委員は、委員長および副委員長含め、本会理事の7名で構成する。
- 3 委員長は、常任理事より理事長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(資格)

- 第4条 歯科材料・器械イノベーション賞は、次の号のすべてに該当する者に授与する。
- (1) 本会正会員で、正会員歴5年以上の者
賛助会員の場合は、賛助会員歴が5年以上の法人に所属する者
- (2) 特に優れた革新的な歯科材料や器械を開発し、社会実装した者
- (3) 主たる所属が企業である者

(選考)

- 第5条 選考は歯科材料・器械イノベーション賞選考委員会が行う。
- 2 選考は別途定める申請書および面接選考によって行う。
- 3 選考は、委員の合議で行う。ただし、委員が候補者である場合は、当該選考に加わることはできない。
- 4 委員長は、候補者を決定し、理事長に報告する。
- 5 理事長は、受賞者を理事会に報告する。

(表彰)

- 第6条 本賞受賞者には賞状を授け表彰する。また、受賞者氏名及び受賞内容等を本会の機関誌に発表する。

(改廃)

- 第7条 本内規の改廃は、委員会の審議により常任理事会の議を経て、理事会で承認する。

附則

- 本内規は、平成30年10月5日より施行する。
- 本内規は、令和2年4月18日より一部改正施行する。